

練馬区立光和小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

学校における全ての教育活動を通じて、子供たちに自分や友達の良さに気付き、互いに尊重し合い、支え合う心や、優しさや思いやりをもって接し、豊かな心を育成することが大切です。

しかし、昨今、いじめが大きな社会問題となり、これまで国や東京都、各学校において様々な対応を重ねてきました。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめられた児童のみならず、いじめをしている児童にとっても、人格形成にかかる重大な問題となります。

こうした中、ますます学校、家庭、地域が一体となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要となりました。いじめを根絶させるために、全ての教職員がいじめ問題に組織的に取り組むことが求められています。

そこで、本校では、いじめ問題を解決させるために「いじめ防止対策推進法」及び「練馬区いじめ防止基本方針」をもとに、「練馬区立光和小学校いじめ防止対策基本方針」を定めます。

1 本校の基本方針

- ・いじめは人間として絶対許されない人権侵害である。
- ・いじめはいつでもどこでも起こり得るとの認識に立ち、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止と早期解決に向けて組織的に対応し、保護者や地域への啓発を行い、いじめのない明るい学校づくりを進める。
- ・児童の自己有用感を高め、いじめを許さない集団作りを行う。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止対策基本方針の策定と組織等の設置

①いじめ防止対策基本方針の策定

○具体的な取組や年間計画の策定・実行・検証等について

- ・年間3回のふれあい月間だけでなく毎月いじめに関する調査を実施して児童の様子の把握をするとともに、気になる事案に関して保護者と連携を図り、長期的な見守りを組織的に行う。
- ・年間計画の中心として「光和小いじめ未然防止プログラム」を設定し、毎月の生活目標でいじめ未然防止に向けた重点的な取組を児童に提示し、月末には振り返りをさせる。

②組織の設置

○学校サポートチームの設置

- ・校長、副校長、生活指導部、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員をもっていじめ防止や発見、対応のための学校サポートチームとし、いじめ対策推進教員が取りまとめる。

いじめが発生した場合は、当該の学年の教員を含める。

必要に応じ、民生児童委員、主任児童委員等校外の関係者にも参加を依頼する。

(2) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・道徳教育を充実させ、温かな人間関係を基盤とした「認め合う・高め合う集団づくり」を推進する。(⇒B の柱を中心に、関わり年間計画に沿った横断的指導・『ふれあい月間プロジェクト～だれをも大切に～』の充実)
- ・互いに思いやり、認め合う教育活動を充実させて人権尊重の精神を培い、望ましい人間関係を育成する。
- ・「光和小さいじめ未然防止プログラム」(別紙)において、毎月、未然防止につながる具体的な学校生活上の取組を提示し、児童が自発的にいじめ防止の行動をしていくことができるよう図る。

②児童の主体的な活動の促進

〔特別活動『代表委員会(児童会活動)』との連携〕

- ・いじめ一掃プロジェクトの一環として年間を通して児童会活動の取組と連携する。児童が自発的・自主的にいじめ防止や人間関係の改善に向けて話し合う。特にふれあい月間に通じては代表委員会を通してあいさつ運動などの活動を行う。それを学校全体に広げて意識を高めていくなど、みんなが明るく過ごせる学校づくりに向けた実践的な活動を行う。

③教職員の指導力の向上

- ・教職員がいじめの兆候を見つけることができる力と適切に対応する力の向上を図るために、いじめに関する研修を年間3回実施するとともに、学年組織を中心にしてOJTを進める。
- ・どの児童も授業で活躍して学級で認めてもらえるように、授業を見合ったり研究授業を行ったりするなど、分かる授業づくりを進める。(毎学期に1回道徳授業公開研修会の実施)

(3) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- ・年3回ふれあい月間だけでなく、毎月いじめに関する調査を行い、実態を把握する。把握した人間関係は学年組織ですぐに情報共有する。事実関係の把握を進め、個別の面談や指導を含めて対応し、いじめだと確認した事案は、学校サポートチームを招集し、今後の方針を話し合う。

②教育相談の充実

- ・スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を活用し、相談しやすい体制を整えるとともに児童の状態について情報交換を密に行う。

③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・ふれあい月間の取組やいじめの未然防止の取組などについて、保護者や地域に啓発を行う。

(4) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

- ・いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、学校全体で組織的に対応するとともに、いじめられている児童を守る指導をする。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・いじめる側の児童に対する指導は、全教職員で毅然とした態度で一丸となって行う。いじめている児童の思いを十分に聞くとともに、保護者に状況を伝え、区や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努める。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・いじめは絶対に許さないという学校全体で強い思いを真剣に伝え、見て見ぬふりは、いじめていることと同じであるということを理解させるよう指導する。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- ・いじめを把握したら、校長、副校長、担任、及び学年主任、学年、いじめ対策推進教員で状況を確認し、学校サポートチームを開き、指導方針を共通理解した上で、役割分担をして迅速に対応を進める。

⑤重大事態への対処

- ・内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行う。

⑥インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上のいじめについての情報が入ったら、情報の収集に努め事実確認をして教育委員会と連携をしながら対応をする。情報モラル講習会を中心に情報モラル教育を行う。

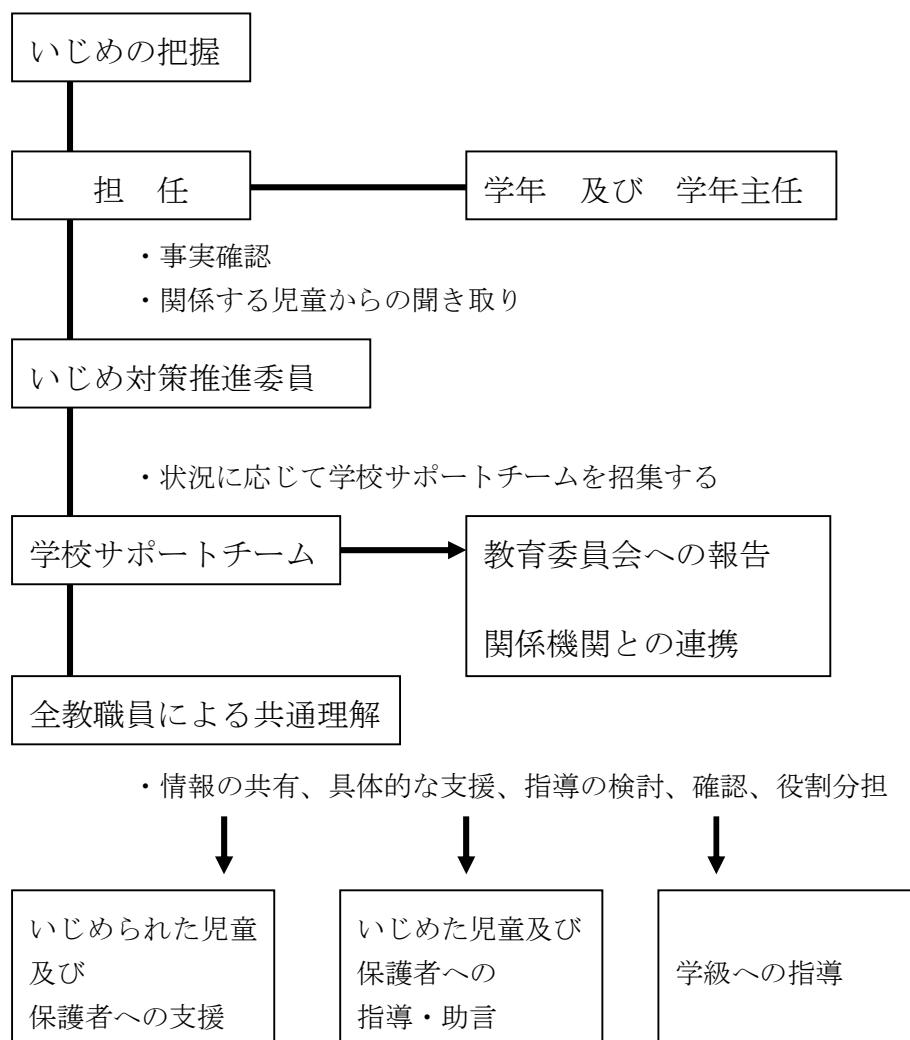
⑦校種間および関係機関との一層の連携

- ・幼稚園や保育園、中学校との情報の連携に努める。
- ・総合教育センター、子供家庭支援センター、児童相談所などの機関と情報共有や連携を行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・ふれあい月間にいじめ防止のPDCAサイクルの見直しを行い、適切な取組ができているか点検する。

(対応経路)



4 付則

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する